

日本古代の祈雨・祈止雨儀礼について

—祈(止)雨特定社をめぐつて—

岡田千毅

はじめに

稻作農耕を生活の基盤とする我が国においては、生存に関わる問題として年穀豊饒は切実な願いであり、古代において祈雨あるいは祈止雨〔以下、両者を祈(止)雨と記す。〕の儀礼が、いかに重要なものであつたかは言うまでもない。したがつて、祈(止)雨儀礼は民俗学の分野だけではなく、歴史学においても重要な研究テーマであると言えよう。

祈(止)雨儀礼については、政治的・社会的な問題として国家や社会において果たした役割についての考察、信仰や習俗に関わる儀礼内容についての考察、儀礼形態の整備や変遷についての考察など様々な観点からの考察が可能である。言い換えれば、祈(止)雨儀礼の本質を解明するには多面的な考察が必要なのである。

しかし、これまでの祈(止)雨儀礼に関する研究では、儀礼内容について考察したものや、単に祈(止)雨儀礼の動向などを整理したようなものが中心であつた(1)。そこで小論では、祈(止)雨儀礼の中心的神社である丹生川上社や貴布祢社について考察し、祈(止)雨儀礼が、当時の國家や社会においてどのような役割を果たしていたのかを明

らかにしてみたい。

一、祈（止）雨特定社の登場

天武朝（六七二～六八六）以降、正史に頻繁に現れるようになってきた朝廷による祈（止）雨の儀礼は、天平宝字七年（七六三）の祈雨の儀礼を期に大きく変化する。それは、『続日本紀』天平宝字七年五月庚午条に、

奉_ニ幣帛于四畿内群神_一。其丹生河上神者加_ニ黒毛馬_一。旱也。

とあるように、祈禱の対象として「丹生河（川）上」の神の名が登場してくるのである。そして、これ以後の祈（止）雨儀礼の記事には、ほとんどすべて「丹生川上」の神が出てくることに注目される。

これまでの祈（止）雨儀礼では、「奉_ニ幣帛于諸社_一。祈_ニ雨于名山大川_一。」など、その祈願の対象が「諸社」や「名山大川」などと記されるだけで、具体的にその対象を知ることはできなかつた。これは単に記載上の問題というのではなく、これまで、祈（止）雨儀礼に関して特に決まつた対象社などが存在していなかつたことを物語るのであつて、ここに祈（止）雨儀礼に関する特定社あるいは中心社が、出現すると言えるのである。

丹生川上社の創建については、『類聚三代格』巻一所収の寛平七年（八九五）六月廿六日の太政官符に以下のよう見える。

太政官符

応_レ禁_ニ制大和国丹生川上雨師神社界地_一事

四至_ニ東限塩匂_一。
西限板瀧_一。

南限_ニ大山峯_一。
北限_ニ猪鼻瀧_一。

右得_ニ神祇官解_一儀。大和神社神主大和人成解状儀。別社丹生川上雨師神祝祢宜等解狀儀。謹檢_ニ名神本紀_ニ云。不_レ

日本古代の祈雨・祈止雨儀礼について

聞_ニ人聲_ニ之深山吉野丹生川上。立_ニ我宮柱_ニ以敬祀者。為_ニ天下_ニ降_ニ甘雨_ニ止_ニ霖雨_ニ者。依_ニ神宣_ニ造_ニ件社_ニ。自_ニ昔至_ニ今奉_ニ幣奉_ニ馬。仍四至之内。放_ニ牧神馬_ニ。禁_ニ制狩獵_ニ。而国柄戸百姓并浪人等。寄_ニ事供御_ニ。奪_ニ妨神地_ニ。
(中略) 大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣。宜_ニ下_ニ知彼國_ニ令_ニ加_ニ禁制_ニ。

寛平七年六月廿六日

この太政官符所引の神祇官解状によると、同社は「不_レ聞_ニ人聲_ニ之深山吉野丹生川上。立_ニ我宮柱_ニ以敬祀者。為_ニ天下_ニ降_ニ甘雨_ニ止_ニ霖雨_ニ者。」との神宣によって創建されたとある。その創建の年代は不明である⁽⁴⁾が、おそらくは創建当時より祈雨及び祈止雨に驗ある神社としての性格を備えていたことは明らかである。

ただ、奈良時代末に突然、祈(止)雨の特定社として登場してきた理由は、不明であるが、同社の鎮座する大和国吉野郡の深山⁽⁵⁾は、大和地方の水源地であり、古来より名高い祈雨の信仰の対象地でもあって、祈(止)雨に驗ある神社としての地理的な条件は備えていたものと思われる。そのため、丹生川上社が平城(京)における祈(止)雨の特定社あるいは中心社として登場してきたのではないだろうか。

丹生川上社の祈(止)雨特定社としての地位を示す事例としては、『続日本紀』天平神護二年(七六六)五月辛未条の祈雨の記事や、同宝亀六年(七七五)九月辛亥条の祈止雨の記事などがある。それらの記事によると、丹生川上社は、畿内における祈(止)雨儀礼の際には「畿内群神」の中には含まれず、別に独立して祈禱の対象としてあげられている。したがって、丹生川上社は、少なくとも祈(止)雨儀礼においては、畿内における他社とは別格の扱いがなされていたと考えられる。

丹生川上社は、宝亀四年⁽⁶⁾に雨を得たことによつて封戸四烟を充てられ、延暦十九年(八〇〇)⁽⁷⁾には月次祭に預かるようになつてゐる⁽⁸⁾。その神階は、弘仁九年(八一八)⁽⁹⁾に從五位下に叙せられて以後、承和七年(八四〇)⁽¹⁰⁾に正五位上、承和八年⁽¹¹⁾に從四位下、承和十年⁽¹²⁾に從四位上、嘉祥三年(八五〇)⁽¹³⁾に正四位下、貞觀元年(八五九)⁽¹⁴⁾に從三

表1 丹生川上社の正史別祈（止）雨事例数

正史名	単独奉幣		二社奉幣		数社奉幣		計
	祈雨	祈止雨	祈雨	祈止雨	祈雨	祈止雨	
『日本書紀』							0
『続日本紀』	11	2			3	1	17
『日本後紀』	8	6		3	1(1)		18
『続日本後紀』	1	4	4	2	6(6)	2(1)	19
『日本文德天皇実録』		2			1(1)		3
『日本三代実録』	3	5	1	1	8(6)	4(3)	22
計	23	19	5	6	19(14)	7(4)	79

[備考]

- ① 「数社奉幣」とは、祈（止）雨の際に他の数社とともに奉幣を受けている場合を指す。
- ② 「二社奉幣」とは、丹生川上社と貴布祢社が同時に奉幣を受ける「丹貴二社奉幣」を指す。
- ③ 「数社奉幣」の事例数の（）内の数字は、数社の中に丹貴二社がともに含まれている事例数である。
- ④ この事例数は、史料中に「丹生川上」「貴布祢」の名が見えるものに限ってあり、実際の事例数はこれよりも多いかも知れない。
- ⑤ 周知のように、『日本後紀』には欠逸の部分が多く、当該部分については『類聚国史』『日本紀略』によって補った。(本稿の表においては、以下同様である。)
- ⑥ 空白部分は、事例なし。

位、元慶元年（八七七）⁽⁴⁾に正三位、そして寛平九年⁽⁴⁾には従二位へと昇叙に預かっている。このような丹生川上社の地位の上昇はある。このような丹生川上社の地位の上昇は、同社が祈（止）雨に驗ある神社としての功績によるものであることは言うまでもないが、大和社との関係も深く関わっているものと思われる。丹生川上社は、前掲の寛平七年の太政官符からもわかるように、大和國における有力社である大和社の別社であり、『延喜神祇式』臨時祭祈雨神祭条にも「凡奉幣丹生川上神ニ者。大和社神主隨^レ使向^レ社奉之。」とあるように、同社への奉幣には大和社の神主が奉幣使に随つて参向する規定になっていた。

丹生川上社は、正史に記載されている記事に限るが、淳仁朝（七五八～七六四）の天平宝字七年から光孝朝（八八四～八八七）の仁和三年（八八七）⁽⁴⁾までの間に、祈雨四十七例、祈止雨三十二例の合計七十九例の奉幣及び奉馬を受けている。この数は、後に登場してくる他

社と比べてもはるかに多い数である。さらに、七十九例のうちで奉馬を受けたのが四十二例あるが、祈(止)雨の際に奉馬を受けるというのは、丹生川上社が登場する以前には、「芳野水分峯神」⁽¹⁰⁾と「諸社」⁽¹¹⁾を対象にして行われた二例があるだけである。また、後には貴布祢社に対して行われた五例があるが、それらは常に丹生川上社と同時に行われたものである。これは、丹生川上社の祈(止)雨に関する特定社としての地位を明確に示すものと言つてよいと思われる。

二、祈(止)雨と奉馬について

では、なぜ祈(止)雨の際に奉馬を行うのであろうか。この点については、その理由を明確に知ることは出来ないが、『続日本紀』天平三年(七三一)十二月乙未条に、

詔曰。(中略) 甲斐国守外從五位下田辺史広足等所進神馬。黒身白鬚尾。謹檢符瑞圖日。神馬者河之精也。援神契日。徳至山陵。則沢出神馬。實合大瑞者。(下略)

とあり、神馬が「河之精」であると考えられていたことがわかる。それゆえに、祈(止)雨の際に馬を奉るということが、行われたのではないだろうか。

また、祈雨の際には「黒毛馬」、祈止雨の際には「白(青)毛馬」を奉るのが慣例であったが、これは、黒毛馬が陽の光をさえぎり、雨を降らせる黒雲を暗示し、白(青)毛馬がその逆を意味していたのではないだろうか。

『続日本紀』天平三年十二月丙子条に、

甲斐国献神馬。黒身白鬚尾。

『続日本紀』天平十年正月庚午朔条に、

信濃国献神馬。黒身白鬚尾。

表2 祈(止)雨奉馬の正史別事例数

正史名	丹生川上		貴布禰		その他		計
	祈雨	祈止雨	祈雨	祈止雨	祈雨	祈止雨	
『日本書紀』					2		0
『続日本紀』	11	3					16
『日本後紀』	3	4		1			8
『続日本後紀』		4		2			6
『日本文德天皇実録』		2					2
『日本三代実録』	8	7		2			17
計	22	20	0	5	2	0	49

[備考]

- ① その他の二例は、「芳野水分峰神」と「諸社」を対象に行なわれたものである。
 ② 貴布禰社への五例は、すべて「丹生川上社」と同時に行なわれたもので、単独で行われた事例は確認できない。
 ③ 空白部分は、事例なし。

『統日本紀』天平十一年三月癸丑条に、

詔曰。(中略) 对馬嶋目正八位上養徳馬銅連乙麻呂所ノ獲神
 馬。青身白鬚尾。謹檢ニ符瑞圖一日。青馬白鬚尾者神馬也。
 (下略)

などとあることから、「黒身白鬚尾」つまり黒毛馬と、「青身白鬚尾」つまり白(青)毛馬が、神馬として重んじられていたことがわかるのである。

先述したことであるが、祈(止)雨の際に、神馬を奉られるというのは、丹生川上社と貴布禰社だけに見られる特徴である。このことは、『廷喜式』にも規定されていることである。

『廷喜神祇式』臨時祭祈雨神祭条には、祈雨神祭として八十五座の神が規定されている。その中で、大和国の丹生川上社と山城国(山城國)の貴布禰社は、「丹生川上社。貴布禰社各加ニ黒毛馬一疋」。自餘社加ニ庸布一段。其霖雨不ニ止祭料亦同。但馬用ニ白毛。」
 とあるように、特に祈(止)雨の際には、馬を奉られる規定であった。このように、『廷喜式』に祈雨神祭として奉幣を受けることが規定されている八十五座の中でも、特にこの二社だけが奉馬を受ける規定であったということは、祈(止)雨儀礼において他社とはその効驗という面で特に著しく、その結果別格

の地位に預かっていたことを物語るものであろう。

また、貴布祢社にも奉馬がなされていることについては、後で詳しく述べるが、丹生川上社への奉馬四十二例に対して、貴布祢社へのそれは五例だけであることや、丹生川上社への四十二例のうち三十七例までが単独で受けたものであるということからも、丹生川上社が、雨の神として他社に立ちまさつて最重要視されていた神社であることは確実である。

三、遷都と祈（止）雨特定社

ところで、平城京における祈（止）雨特定社として登場してきた丹生川上社は、都が平城京から長岡京を経て平安京へと遷都されたことによつて、その地理的条件すなわち平城京との地理的密接さを失うことになったのであるが、にも拘らず遷都後も、その祈（止）雨特定社としての性格は変わらず、祈雨あるいは祈止雨の際には引き続き奉幣・奉馬が行わられるのが常であった。

それだけではなく、丹生川上社は、『日本後紀』大同三年（八〇八）五月壬寅条に、

奉_ニ黒馬於丹生川上雨師神。以_ニ祈_ニ雨也。

とあるのを初見として、これ以後、「雨師神」と呼ばれるようになる。これによつて丹生川上社は、名実共に雨の神としての性格を強めていった。これは、むしろ平城京にとつての祈（止）雨特定社から律令国家にとつての祈（止）雨特定社へと発展したことを見えていけるのではなかろうか。

そして、嵯峨朝（八〇九～八二三）になると、この「丹生川上雨師神」と並んでもう一つ別の祈（止）雨特定社が登場してくる⁽⁴⁾。

すなわち、『日本紀略』弘仁九年七月丙申条に、

遣三使山城貴布祢神社。大和国室生山上龍穴等處^一。祈^レ雨也。

と見える山城國愛宕郡にある「貴布祢社」である。

この社は、從来からの祈（止）雨特定社である「丹生川上雨師神」と並ぶ祈（止）雨特定社としてにわかに脚光をあびて登場してきたのである。

貴布祢社は、『日本紀略』弘仁十年六月乙卯条の、

奉^ニ白馬於丹生川上雨師神并貴布祢神^一。為^レ止^ニ霖雨^一也。

という祈止雨の記事を初めとして、丹生川上社と同時に奉幣や奉馬を受けるようになってくる。以下、これを「丹貴二社奉幣」と呼ぶこととするが、この「丹貴二社奉幣」は、嵯峨朝から淳和朝（八二三～八三三）にかけては、まだ三例しか見られない。この形が固定化され、慣例化されてくるのは、仁明朝（八三三～八五〇）になってからである。

貴布祢社が、祈（止）雨特定社として登場するのは、嵯峨朝の弘仁年間（八一〇～八二三）からである。同社は、弘仁九年五月⁽¹⁾に大社に列し、同年六月⁽²⁾には從五位下に叙せられている。そして、弘仁九年七月に初めて貴布祢社への祈雨の事例が見られる。また、同社は、同年十月九日⁽³⁾に「以^ニ祈^レ雨有^レ驗也」として報賽されている。さらに、翌弘仁十年五月十七日⁽⁴⁾の祈雨、そして八月二十八日⁽⁵⁾の祈止雨において単独で奉幣を受けている。

このように貴布祢社は、弘仁九年以来わずか一年余の間に、急速に祈（止）雨特定社としての地位を確立している。そして、『延喜神祇式』臨時祭祈雨神祭条には、丹生川上社と同様に、祈（止）雨の際に幣物に馬を加えられることが規定されている。これは貴布祢社が、丹生川上社と同様に祈（止）雨特定社として扱われていたことを物語るものである。

貴布祢社の神階は、弘仁九年に従五位下に叙された後、承和十年⁽⁴⁾に正五位下、貞觀元年⁽⁴⁾に従四位下、貞觀十五年⁽⁴⁾に正四位下、長保五年（一〇〇三）⁽⁴⁾に従三位、寛仁元年（一〇一七）⁽⁴⁾に正二位、承暦五年（一〇八一）⁽⁴⁾に従一位、保延六年（一一四〇）⁽⁴⁾には正一位へと昇叙に預かっている。

貴布祢社の創建年代については、不明と言わざるを得ないが、正史初見の弘仁九年をその創建とする説もある⁽⁴⁾。しかし、実は弘仁九年以前に、貴布祢社が存在していたことを示す史料がある。それは、次の『扶桑略記』延暦十五年条の記事である。

延暦十五年（中略）造東寺長官從四位上藤原朝臣伊勢人造鞍馬寺^一。則彼寺緣起云。伊勢人偁。我奉勅命雖造^二東寺^一私願未遂。爭建^三一堂^一。安^二觀音像^一。伏願。觀音示^三其勝地^一。夢見^三洛城之地有^二一深山^一。東西高峙。中有^三平地^一。洞水閑流。宜^二洗^三塵心^一。爰老人出來。即相語云。汝知^三此地甲^三于天下^一。建立道場^一。尤得^二便宜^一。伊勢人聞云。仁為誰人^一。老人對偁。我是王城鎮守貴船明神也。感^三汝道心^一。教^三斯勝地^一。其夢既覺。心神感動。試任^二騎馬^一。祈赴^三北山^一。漸涉^三於數十里^一。自到^三夢地^一。（下略）

この鞍馬寺縁起によると、造東寺長官の藤原臣伊勢人が貴布祢明神の教えにより鞍馬寺を建立したとある⁽⁴⁾。つまり、延暦十五年当時には、すでに貴布祢神が存在していたことになる。したがって、平安遷都以降に創建された神社ではなく、少なくとも奈良時代末頃には存在していた神社であると見てよいのではないかと思われる。ただ、奈良時代には都から遠く離れ、國家から祈禱の対象とされることもなく、奉幣や奉馬などの国家的行為は行われなかつたのである。ところが平安時代になると、貴布祢社は、平安京の唯一の水源地帯であつた賀茂川の上流、貴船川の川上に位置していた⁽⁴⁾という地理的条件によつて、祈（止）雨特定社として急速にその地位を確立していくと見られるのである⁽⁴⁾。

貴布祢社は、正史に記載されている記事に限るが、弘仁九年に初めて登場してから仁和二年に至るまでの間に、祈

表3 貴布祢社の正史別祈（止）雨事例数

正史名 項 目	単独奉幣		二社奉幣		数社奉幣		計
	祈 雨	祈止雨	祈 雨	祈止雨	祈 雨	止祈雨	
『日本書紀』							0
『続日本紀』							0
『日本後紀』	2	2			3	2 (1)	9
『続日本後紀』			4	2	6 (6)	1 (1)	13
『日本文德天皇実錄』					2 (1)		2
『日本三代実錄』			1	1	10 (6)	4 (3)	16
計	2	2	5	6	20(14)	5 (4)	40

[備考]

(①) (表1) の備考の欄を参照。

雨二十七例、祈止雨十三例の合計四十例の奉幣及び奉馬を受けている。この数は、丹生川上社に次いで二番目に多い数である。これは、貴布祢社の祈（止）雨特定社としての地位を明確に物語るものであろう。このような同社の急速な地位確立の背景には、当時の嵯峨朝において、貴布祢社を平城京における丹生川上社に対応する平安京における祈（止）雨特定社にしようとする意図があつたのではないかと考えられるのである。

むすびにかえて

以上、祈（止）雨特定社という一侧面を通して、日本の古代において祈（止）雨儀礼が果たした役割について考察を加えたが、それならば、これらの祈（止）雨儀礼の形態を律令国家支配と関連づけて、どのように理解したらよいのであろうか。尤もこれについては、改まつた詳細な考察が必要であろうが、紙面が限られているため、ここで大まかな見通しを記しておきたい。

ではなぜ、國家は、丹生川上社や貴布祢社のように、祈（止）雨特定社を定め、積極的に祈（止）雨儀礼を行ったのであろうか。

古代の中国では、雨と豊饒を支配する力を持つ者が、天子つまり支配

者としての資格を有する者と考えられていた。さらに、災害は、宇宙の二元のうち陰の氣の過多によるものとされ、不均衡は少なくとも部分的には人間の力、とりわけ天子の行動によって正されるべきであると考えられていたようである。つまり、旱魃や大雨などの天候不順を解決し作物の豊饒を実現されることが、王権の永続的存続のための絶対条件の一つであった。そしてこの認識は、日本の律令国家にとっても同様だったのである。

このことは、朝廷による祈（止）雨儀礼が正史に出現するのが、天皇の権威が急速に高まり、律令国家体制が確立されてくると考えられる天武・持統朝の頃からであるということからも首肯されるであろう。まさに、王権の存続ということについて、日本でも中国と同様な考え方が存在していたことが知られる。この存続のため、祈（雨）雨儀礼が国家の手によって積極的に行われるに至つたが、その際国家にとって、その王権の存続を象徴的に継続するため、特定社を具体的に設定することが必要となつたのであって、その社こそが、上述の丹生川上社や貴布祢社であったと言えるのであらう。そして、その社に対し、祈（止）雨の儀礼制度を整備することによつて、日本の律令国家はその中核を占める王権の確保を意図したのではないかと考えられるのである。

祈（止）雨儀礼と王権との関わりについては推測によるところが多く、粗雑な考証に終始してしまつた。しかし、これまで祈（止）雨儀礼と王権との関わりについてはあまり論じられることがなかつたため、敢えて考察を試みた。論じ残した点も多いが、大方の御批判を賜れば幸いである。

註

- (1) 梅原隆章「日本古代における雨乞い」（「日本歴史」七四、一九五四年）、桑島楨夫「古代の祈雨について」（「民間伝承」二六一二、一九六二年）、達日出典「平安初期に於ける国家的雨乞いの動向」（「神道史研究」一〇一三、一九六二年）、佐々木令信「古代における祈雨と仏教——宮中御読經をめぐつて——」（「大谷学報」五〇一二、一九七〇年）、岡田重精「古代除災儀礼の諸相——日本書紀・続日本紀にみる祈雨と攘疫の儀礼を中心として——」（「皇學館大学紀要」一〇、一九七二年）、

- (1) 成瀬良徳「平安時代における祈雨儀礼——密教僧との関わりをめぐつて——」(『大正大学大学院研究論集』五、一九八一年)、野口武司「六国史所見の「祈雨・祈止雨」記事」(『国学院雑誌』八七一一、一九八六年)、並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(『平安時代の神社と祭祀』所収、二十二社研究会編、一九八六年)。その他参照。
- (2) これ以前に、社名が明示されている例としては、『日本書紀』持統天皇七年四月丙子条の「広瀬大忌神・龍田風神」、『続日本紀』文武天皇二年四月戊午条の「芳野水分峯神」、『続日本紀』大宝二年七月癸酉条の「山背国乙訓郡火雷神」などがあるだけである。
- (3) 『日本書紀』神武天皇即位前紀戊午年九月戊辰条に、「(上略)於是。天皇甚悅。乃以^ニ此埴^ニ造^フ作八十平龕。天手抉八十枚。手抉^ニ此云^ニ嚴龕[。]而陟^ニ于丹生川上[。]用祭^ニ天神地祇[。](下略)」と見えるが、これと吉野郡の丹生川上社との関連について多衝^ニ離[。]
- (4) 現在、丹生川上社の所在は、三カ所に分かれる。上社は吉野郡川上迫に、中社は同郡東吉野村(旧小川村)小に、下社は同郡下市町(旧丹生村)長谷にそれぞれ祭られている。現在の中社が、『延喜式』に見える丹生川上社であるとされている。
- 『続日本紀』宝龜四年五月丙子条。
- 『類聚国史』卷十所収、延暦十九年十月壬辰条。
- 同社は、『延喜式』に名神大社に列して祈年祭・月次祭・新嘗祭の官幣に預かることが見える。
- 『続日本後紀』承和七年十月己酉条。
- 『続日本後紀』承和八年閏九月戊戌条。
- 『續日本後紀』承和十年九月戊戌条。
- 『日本文德天皇実錄』嘉祥三年七月丙戌条。
- 『續日本後紀』承和七年十月己酉条。
- 『日本三代實錄』貞觀元年正月甲申条。
- 『日本三代實錄』元慶元年六月壬辰条。
- 『日本紀略』寛平九年十二月甲辰条。
- 『日本三代實錄』仁和三年七月丙戌条。
- 『続日本紀』文武天皇二年四月戊午条。
- (5) 日本古代の祈雨・祈止雨儀礼について

『続日本紀』文武天皇三年六月丙辰条。

丹生川上社と貴布祢社はともに祈（止）雨特定社でありながら、丹生川上社だけが「雨師神」と呼ばれていることや、單独で奉馬を受けるのが丹生川上社だけであることなどを考えると、丹生川上社の方が貴布祢社よりも優位に立っていたのであらう。

『日本紀略』弘仁九年五月辛卯条。

『日本紀略』弘仁九年六月癸酉条。

『日本紀略』弘仁九年十月己未条。

『日本紀略』弘仁十年五月甲午条。

『日本紀略』弘仁十年八月癸酉条。

『続日本後紀』承和十年十二月癸亥条。

『日本三代実録』貞觀元年正月甲申条。

『日本三代実録』貞觀十五年五月己丑条。

『鴨脚秀文文書』（『大日本史料』二一四）長保五年三月二十六日条。

『二十二社註式』（『群書類從』卷二十二所収）「貴布祢御位記」に承暦五年二月十日と見える。

『二十二社註式』「貴布祢御位記」に保延六年七月十日と見える。

星野恒「賀茂貴布祢爭訟始末」（『史学雑誌』二五一四・五・六・一一、二六一二・一一、二七一五、一九一四～一六年）。

この史料は「鞍馬寺縁起」逸文である。『帝王編年記』延暦十五年丙子条にも「今年伊勢人依_ニ貴布祢名神教_ニ造_ニ鞍馬寺」。」とあり、はつきりとした確証がある訳ではないが、一応の信をおいてよいと思われる。

京都市左京区鞍馬貴船町。現在でも境内には老杉古檜が繁茂する山谷の地で、幽邃の別天地である。

白山芳太郎「賀茂社と貴布祢社」（『神道史研究』二四一五、一九七六年）。

附表1 祈(止)雨の正史別事例数

	祈 雨	止 祈 雨	計
『日本書紀』	25	0	25
『統日本紀』	56	3	59
『日本後紀』	45	22	67
『統日本後紀』	38	19	57
『日本文德天皇実録』	4	6	10
『日本三代実録』	51	20	71
計	219	70	289

附表2 祈(止)雨の儀礼別事例数〔「六国史」他による〕

項目 天皇名	神 祇		仏 教		その 他		不 明		小 計
	祈 雨	祈止雨	祈 雨	祈止雨	祈 雨	祈止雨	祈 雨	祈止雨	
皇極	1			1		1			3
孝									0
齊									0
天智									0
天武	1		2				8		11
持統	9		1				1		11
文武	11		1		1		1		14
元明	4		1				1		6
元正	1						1		2
聖武	4		1				5		10
孝謙									0
淳仁	2								2
稱德	2								2
光仁	10	3							13
桓武	9	4							19
平城	1				1				1
嵯峨	16	7	6						32
淳和	7	10	7	1					25
仁明	22	18	15	1	1				57
文德	3	6	1						10
清和	18	12	11	1	2				44
陽成	10	3	9	1					23
光孝	1	3							4
計	132	66	56	4	6	0	25	0	289

[備考] ① 神祇・仏教以外の方法での祈(止)雨を「その他」として分類した。

② 対象や方法がはっきりしないものを「不明」として分類した。